

空き家の片づけに 補助金が使えます

瀬戸内市では、市内に所在する空き家の有効活用のため、空き家の家財等の撤去処分及び撤去に伴う清掃を行う所有者に対して、片づけにかかる費用の一部を補助します。

※予算に限りがありますので、事業の着手前に必ずご相談ください。

補助額上限

20万円

対象物件

瀬戸内市空き家バンクの登録物件

補助対象者

- 既に空き家バンクに物件登録している者、またはこの補助金の交付後2カ月以内に空き家バンクに登録する意思のある方
- 補助金の交付を受けた日から2年以上、瀬戸内市空き家バンクに登録する意思のある方
- 市税等を滞納していない方
- 瀬戸内市暴力団排除条例第2号に規定する暴力団員等でない方

対象経費

空き家に放置された状態の電化製品、家具、食器、寝具、生活雑貨、仏壇等の家財等処分に要する費用(消費税及び地方消費税を含む)

補助金額

補助対象経費の2分の1(上限20万円) ※千円未満の端数は切り捨て

申請方法

家財等処分を行う10日前までに、次の書類を申請してください。

- 瀬戸内市空き家家財等処分支援事業補助金交付申請書
- 申請者の本人確認書類の写し
- 家財道具等処分の実施箇所の現況写真
- 家財道具等処分に係る見積書の写し
- 対象空き家の登記簿謄本(全部事項証明書の写し)
- その他市長が必要と認める書類

申請に関する情報は、市ホームページよりご確認くださいませ。



補助金交付までの流れ

交付申請 >> 交付決定 >> 事業の着手・完了 >> 実績報告 >>

補助金額の確定 >> 補助金額の交付請求 >> 補助金交付

お問合せ先

瀬戸内市役所 企画振興課

TEL 0869-22-1031 Mail kikaku@city.setouchi.lg.jp